

所管部課	教育部 生涯学習課	部長	小俣 学		
件名	東大和市立郷土博物館条例の一部を改正する条例について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市立郷土博物館条例施行規則			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 内容・概要</p> <p>博物館法の改正に伴い、関連する東大和市立郷土博物館条例の一部を改正するものである。</p> <p>① 東大和市立郷土博物館条例第1条の中において、公立の博物館の設置根拠となっている博物館法第18条の規定が、今般の博物館法の改正により削除されたため、郷土博物館条例においても、削除するものである。 なお、設置根拠については、地方自治法第244条の2に基づくこととなる。</p> <p>② 博物館法第3条に「学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。」が加わったことを受け、同内容を郷土博物館条例第3条第7項に加えるものである。</p> <p>③ その他、条ずれの対応等を行う。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>公布の日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>条例の一部改正に沿った文言整理等を行うことで適切な運用を図ることができる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>7月24日(月)教育委員会定例会において、審議済み。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>令和5年第3回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。